

平成26年第3回土別市議会臨時会会議録索引

5月15日(木曜日)

本日の会議事件.....	1
出席議員.....	2
出席説明員.....	2
事務局出席者.....	2
開会宣告.....	4
日程第 1 仮議席の指定.....	4
日程第 2 選挙第1号 議長の選挙.....	4
会議録署名議員の指名.....	5
諸般の報告.....	6
日程第 3 会期の決定について.....	9
日程第 4 選挙第2号 副議長の選挙.....	9
日程第 5 議席の指定.....	10
日程第 6 議案51号 土別市議会会議規則の一部を改正する規則について.....	11
議案52号 土別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について.....	11
議案53号 土別市議会委員会条例の一部を改正する条例について.....	11
日程第 7 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について.....	11
日程第 8 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の選任について.....	12
日程第 9 議会改革検討特別委員会の設置について.....	12
日程第10 議会広報特別委員会の設置について.....	13
日程第11 選挙第3号 土別地方消防事務組合議会議員の選挙.....	14
日程第12 議案45号 土別市監査委員の選任について.....	15
日程第13 議案46号 土別市税条例の一部を改正する条例について.....	16
日程第14 議案47号 工事請負契約の締結について(土別市リサイクルセンター建設工事).....	18
日程第15 議案48号 工事請負契約の締結について(土別市一般廃棄物最終処分場建設工事).....	19
日程第16 議案49号 損害賠償の額を定めることについて.....	22
日程第17 議案50号 平成26年度土別市一般会計補正予算(第2号).....	22
日程追加 特定事件の閉会中継続審査について.....	23
閉会宣告.....	23
署名議員.....	25
議決結果表.....	26

平成26年第3回士別市議会臨時会会議録

平成26年5月15日（木曜日）

午前10時10分 開会

午後 1時58分 閉会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第1号 議長の選挙

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 選挙第2号 副議長の選挙

日程第 5 議席の指定

日程第 6 議案51号 士別市議会会議規則の一部を改正する規則について

議案52号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案53号 士別市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 7 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

日程第 8 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の選任について

日程第 9 議会改革検討特別委員会の設置について

日程第10 議会広報特別委員会の設置について

日程第11 選挙第3号 士別地方消防事務組合議会議員の選挙

日程第12 議案45号 士別市監査委員の選任について

日程第13 議案46号 士別市税条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案47号 工事請負契約の締結について（士別市リサイクルセンター建設工事）

日程第15 議案48号 工事請負契約の締結について（士別市一般廃棄物最終処分場建設工事）

日程第16 議案49号 損害賠償の額を定めることについて

日程第17 議案50号 平成26年度士別市一般会計補正予算（第2号）

日程追加 特定事件の閉会中継続審査について

閉会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	大崎良夫君
保健福祉部次長	川村慶輔君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	佐々木勲君
市立病院 事務局長	三好信之君		
教育委員会 会長	五十嵐紀子君	教育委員会 会長	安川登志男君
教育委員会 生涯学習部 会長	菅井勉君		
農業委員会 会長	松川英一君	農業委員会 事務局 会長	小ヶ島清一君
監査委員	吉田博行君	監査委員 事務局 局長	石川誠君

事務局出席者

議会事務局長	石川敏君	議会事務局 総務課 局長	浅利知充君
議会事務局 総務課 主任主査	前畑美香君	議会事務局 総務課 主任主事	榎木孝士君

(午前10時00分)

議会事務局長(石川 敏君) おはようございます。

平成26年第3回臨時会が本日招集されましたが、本臨時会は一般選挙後、初めての議会です。開会に先立ちまして牧野市長より御挨拶がございます。

市長(牧野勇司君)(登壇) 皆さんおはようございます。

任期満了に伴います、土別市議会議員選挙後の初の議会開会に先立ちまして、皆様方に一言、お祝いの言葉を申し述べさせていただきます。

議員各位におかれましては、力強い衆望を担い立候補され、多くの市民の皆様方、そして、各界、各層の団体などから力強い御支持、御支援のもと当選の荣誉に浴されました。

一年前から議会改革特別委員会で議論がなされ、議員の発議によって議員定数が3名減員される中、17名という少数激戦の中での選挙戦であったわけですが、その中で見事当選をされました議員各位に心からお祝いを申し上げる次第であります。このたびの御当選まことにおめでとうございます。

議会は民意を代表する最大の意思決定機関であることから、市民の皆様方の議員各位に対する期待は極めて大きいものと存じます。議会と行政はまさに二元代表制の中で車の両輪と申されているところでございますけれども、これからも、私どもも皆様方と各政策、施策について、熱心に議論を交わし切磋琢磨をしながら、均衡のとれた車の両輪として歩んでまいりたいと存じますので、よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

土別市は今、総合計画、そして、昨年私の市長選挙のときに掲げたまちづくりマニフェストに基づきながら、議員の皆様方の幅広い分野にわたる御提言、市民の皆様方の対話による市民参加によって、一步一步まちづくりは進んでいるんでありますけれども、しかし、基幹産業を農業とする本市にとりまして、先般の日本とオーストラリアのEPAにおける牛肉の関税の引き下げの問題や、あるいは、昨日も東京でTPP関税撤廃反対の集会が開かれていますところではありますが、基幹産業が農業のまちにとって、このTPPが現行のまま実施されますと、まさに地域、ひいては北海道の崩壊につながる、こういう現実に直面するわけでありまして、しっかりと注視をしながら進まなければなりませんし、また、地域住民の命と健康を守る基幹病院であります市立病院についても、今日までも議会で幾度となく御指摘、御提言をいただいているところではありますが、しっかりとした運営を行っていかねばならない大きな問題や、また一方では、人口が減少し少子高齢社会の中で、子育ての支援、現役世代への支援、そして健康で長生きのできる健康長寿のシステムづくりなどなど課題は山積しているのが現状であります。

どうか人と大地が躍動する、そして元気な健やかなまちづくりを目指して、議員各位におかれましては、健康に十分御留意をなされながら、御活躍いただき、まちづくりに御尽力賜りますように心からお願ひ申し上げまして、一言であります御当選に当たってお祝いの御挨拶といたします。

このたびは大変おめでとうございます。これからよろしくお願ひいたします。（降壇）
議会事務局長（石川 敏君） 次に、市長部局並びに各執行機関の説明員の紹介が、相山副市長からございます。

（相山副市長から説明員を紹介）

議会事務局長（石川 敏君） 以上で説明員の紹介を終わります。

それでは、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっておりますので、ただいまの出席議員中、年長議員であります遠山昭二議員に、議長席に御着席をお願いいたします。

（臨時議長が議長席に着席）

臨時議長（遠山昭二君） それでは、地方自治法第 107 条の規定により、議長選挙が終わるまで臨時議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

（午前 10 時 10 分開会）

臨時議長（遠山昭二君） 平成 26 年第 3 回臨時会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

臨時議長（遠山昭二君） それでは、これより議事に入ります。

日程第 1、仮議席の指定を行ないます。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

臨時議長（遠山昭二君） 次に、日程第 2、選挙第 1 号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（遠山昭二君） 御異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に丹 正臣議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました丹 正臣議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(遠山昭二君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました丹 正臣議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました丹議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、ただいま議長に当選されました丹議員から御挨拶がございます。

議長(丹 正臣君)(登壇) 議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

4月に行われた選挙、そして、きょうの平成26年第3回臨時会において、ただいまの議長選挙に当たり、議員各位の御厚情により、不肖、私が五代目議長としての御推挙をいただき、この上もない光栄に思うと同時に、その重責に身の引き締まる思いでいっぱいであります。

もとより浅学非才の微力の私でありますけれども、与えられた責務を最大限努力し、職務を遂行したいと思う決意であります。

また、議会運営に当たりましては、全身全霊、誠心誠意努力をしまる覚悟でございます。

さて、我が国は、アベノミクス効果により景気が好調と言われておりますけれども、地方自治体の運営はまだまだ厳しい状況にあります。本市も地方医療を初め、多くの懸案事項があることは事実でございます。

今後においても、私ども議会と行政、そして市民の皆さんとともに、英知を結集し、難局に立ち向かわなければならない時期でございます。

また、市議会においても、議会基本条例の制定以降、議会報告会の開催、議員定数の削減など議会改革に取り組んでおりますけれども、まだ道半ばであり、より開かれた議会にするために、更なる改革に取り組んでいかなければなりません。

結びとなりますけれども、議長として円滑な議会運営に努めること、また、いかなるときにも中立公正を旨として、議長の職務に励みたいと思います。議員の皆様方、理事者、各関係機関並びに報道各位の皆様方には、旧に倍しまして御支援、御鞭撻をいただきますことをお願い申し上げます。議長就任の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。(拍手)(降壇)

臨時議長(遠山昭二君) 以上をもって、臨時議長の職務を終了いたしました。

御協力をいただき誠にありがとうございます。

丹議長の御着席をお願いいたします。

(臨時議長が議席に着席、議長が議長席に着席)

議長(丹 正臣君) それでは、議事を進行いたします。

本臨時会の会議録署名議員を指名いたします。

2番 喜多武彦議員、3番 大西 陽議員、4番 村上緑一議員を指名いたします。

議長（丹 正臣君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

（朗読を経ないが掲載する）

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第 45 号 土別市監査委員の選任について

議案第 46 号 土別市税条例の一部を改正する条例について

議案第 47 号 工事請負契約の締結について（土別市リサイクルセンター建設工事）

議案第 48 号 工事請負契約の締結について（土別市一般廃棄物最終処分場建設工事）

議案第 49 号 損害賠償の額を定めることについて

議案第 50 号 平成 26 年度土別市一般会計補正予算（第 2 号）

2. 議員から送付された議案は次のとおりである。

議案第 51 号 土別市議会会議規則の一部を改正する規則について

議案第 52 号 土別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 53 号 土別市議会委員会条例の一部を改正する条例について

3. 意見書の処理結果は次のとおりである。

議決年月日	件 名	提出年月日	提 出 先
26.3.20	国益なき T P P 合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める意見書について	26.3.20	内閣総理大臣 外務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 衆議院議長 参議院議長
"	手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書について	"	内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長
"	J R 北海道の安全輸送体制確立に向けた財政支援強化を求める意見書について	"	内閣総理大臣 国土交通大臣 衆議院議長 参議院議長

議決年月日	件名	提出年月日	提出先
〃	集团的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書について	〃	内閣総理大臣 防衛大臣 衆議院議長 参議院議長

4. 議長会等の関係については次のとおりである。

(1) 北海道市議会議長会道北支部議長会

イ. 開催日 平成 26 年 4 月 10 日

ロ. 開催地 富良野市

ハ. 出席者 神田議長

ニ. 会議概要 平成 26 年度全国市議会議長会及び北海道市議会議長会役員等について外 6 案件を協議し、情報交換を行い終了した。

(2) 北海道市議会議長会役員会

イ. 開催日 平成 26 年 4 月 15 日

ロ. 開催地 室蘭市

ハ. 出席者 神田議長

ニ. 会議概要 事務報告の後、第 77 回北海道市議会議長会定期総会の運営及び平成 25 年度北海道市議会議長会決算について協議し、P C B 廃棄物処理施設を視察し、情報交換を行い終了した。

(3) 北海道市議会議長会定期総会

イ. 開催日 平成 26 年 4 月 24 日

ロ. 開催地 函館市

ハ. 出席者 神田議長、岡崎副議長

ニ. 会議概要 事務報告の後、平成 25 年度北海道市議会議長会決算について外 8 件を審議、次いで第 90 回全国市議会議長会定期総会に提出する議案について及び次期定期総会の開催市について協議し、役員等の改選を行い終了した。

5. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長	牧野 勇 司	副市長	相山 佳 則
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木 久 典	市民部長	大崎 良 夫
保健福祉部長	川村 慶 輔	経済部長	林 浩 二
建設水道部長	沼田 浩 光	朝日総合支所長	佐々木 勲
市立病院院長	三好 信 之	総務部次長兼 企画課長(併) 選挙管理委員会 事務部次長	中峰 寿 彰

総務部市長 編さん室長	渡辺 敏嗣	市民部次長兼 税務課長	法 邑 和 浩
保健福祉部次長 兼福祉課長	田 中 寿 幸	こども・子育て 応援室長	藤 森 裕 悦
保健福祉部 健康長寿推進室長 兼介護保険課長	得 字 繁 美	経済部次長兼 農林振興課長	金 章
経済部国営農地 再編推進室長 兼参事	紺 野 宏 一	建設水道部次長 兼土木管理課長	半 沢 勝
朝日総合支所次長 兼地域住民課長 (併)選挙管理委員 会事務局次長	長 南 広 基	会計室長兼 会計課長	清 水 修
市立病院兼 事務局次長 医事課長	村 上 正 俊	秘書広報課長	東 川 晃 宏
総務課長兼市史 編さん室参事(併) 選挙課長	鴻 野 弘 志	財 政 課 長	中 館 圭 司
環境生活課長	千 葉 靖 紀	教 育 委 員 会 長	五十嵐 紀 子
教 育 委 員 会 長 職務代理者	千 田 秀 昭	教 育 委 員 会 長	安 川 登志男
教 育 委 員 会 長 生涯学習部	菅 井 勉	生涯学習部次長 兼(併)学校教 育室参事	水 田 一 彦
合宿の里推進室長 兼スポーツ課長 総合体育館長 青少年会館長	加 納 修	農 業 委 員 会 長	松 川 英 一
農 業 委 員 会 長 職務代理者	飛 世 薫	農 業 委 員 会 長	小ヶ島 清 一
農 業 委 員 会 長 総務課	大 平 稔	監 査 委 員	吉 田 博 行
監 査 委 員 会 長 事務局	石 川 誠	監査委員事務局 監査課長	穴 田 義 文

6. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	石 川 敏	議 会 事 務 局 長	浅 利 知 充
議 会 事 務 局 主 査	前 畑 美 香	議 会 事 務 局 主 査	榎 木 孝 士

以上報告する。

平成 26 年 5 月 15 日

土別市議会議長 丹 正 臣

議長（丹 正臣君） 次に、日程第3、会期の決定についてを議題に供します。
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りと決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

議長（丹 正臣君） 次に、日程第4、選挙第2号 副議長の選挙を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。
これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することに、いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に谷口隆徳議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました谷口隆徳議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました谷口隆徳議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました谷口議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、ただいま副議長に当選されました谷口議員より御挨拶がございます。

副議長（谷口隆徳君） このたび、本議会副議長の選任に当たり、議員各位の御推挙をいただき就任させていただくことになりました谷口でございます。

浅学非才の身ではありますが、副議長の重責を担い、丹正臣議長のもと、議長の補佐役として、誠心誠意職務に当たってまいります所存でございます。

何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

副議長の就任に当たりまして、私の所見を申し上げたく存じます。

まず私は、議員になって以来、議員としていかに市民の声を市政に反映し、実行力のあるものにすべきかを考えて、定例会には欠かさず一般質問を行ってまいりました。そのことは議員としての職務の一端を担う重要な行動活動であるとの考えてのことです。

そのことは、すでに明文化され制定されております議会基本条例やその他の規則のもと、市民に開かれた公開、透明性を基本として、市民の声をいかに市政に反映すべきかを踏まえて行動する議会として、また議員のあり方としての指針が示されたものと考えます。

私はその上で、議員は次のようなことを重点に議会の改革を進めていかなければならないと考えております。

まず、市民に必要とされる議会とはいかにあるべきか。次に、二元代表制の一方としての役割と責任をいかに果たしていくべきか。更には活発な議論、論議の府としての議会のあり方はいかにあるべきかということでもあります。

いずれにいたしましても、市民が主役としての考えであります。これらに取り組むことは、市民の福祉の充実と生活の向上に寄与していくことであり、市民一人一人の声を集約し、市民と行政とのかけ橋として、また、チェック機関としての役割を果たすことになり、市民が望む議員としての役割を果たしていけるものと思います。

今後においてもこのようなことを念頭におきながら、活発な議論ができる議会の円滑な運営にしっかりと取り組んでまいり所存でございます。

更には、本市の総合計画などの事業の推進についてであります。市財政が厳しくなる中において、健全財政運営の方向を見失うことなく、事業費の節約や事業の選択などにより、厳しい目で進めていかなければなりません。現状では、行政当局の努力によって各種施策が進められてきてはおりますが、今後においては特に少子高齢化の急激な進行に対して、将来を見据えた対策、対処が必要であると考えます。このことは市民の声を反映してつくられたまちづくり基本条例も施行されましたことから、市民の声をしっかりと受け止めることはもちろんのこと、議員各位とともに議会の運営を通して市民の安心・安全なまちづくりのために、市民が主役であるというまちの基本を大切に尽力したいと考えております。

以上簡略でございますが、私の議会に対する思いと市政に対しての所見を申し述べさせていただきます。

今後とも議長の補佐役として精一杯つとめさせていただくことはもちろんのこと、議会運営の円滑化のために議員各位の御理解と御指導得て、粉骨砕身努力していく所存でございます。なにとぞよろしくお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）（降壇）

議長（丹 正臣君） 次に、日程第5、議席の指定を行ないます。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長が定めることとなっておりますので、

ただいま、御着席いただいている議席のとおり指定いたします。

議長（丹 正臣君） 次に、日程第 6、議案第 51 号 土別市議会会議規則の一部を改正する規則について、議案第 52 号 土別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第 53 号 土別市議会委員会条例の一部を改正する条例について、以上 3 案件を一括議題に供します。

本案につきましては、いずれも議会の構成等にかかわる所要の改正で、議会運営委員会の委員定数の変更及び各委員会の分科会及び小委員会設置に関する改正であります。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号から議案第 53 号までの 3 案件は、原案のとおり可決されました。

ここで、ただいま可決いたしました条例等の告示行為のため、暫時休憩いたします。

（午前 10 時 27 分休憩）

（午前 10 時 30 分再開）

議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 7、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

この選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って選任することとなっておりますので、ただちに常任委員会委員及び議会運営委員会委員の氏名を事務局長から朗読いたします。

議会事務局長（石川 敏君） 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の御氏名を申し上げます。

総務産業常任委員会委員に大西 陽議員、岡崎治夫議員、斉藤 昇議員、谷 守議員、谷口隆徳副議長、出合孝司議員、村上緑一議員、山居忠彰議員。

文教厚生常任委員会委員に井上久嗣議員、粥川 章議員、喜多武彦議員、国忠崇史議員、十河剛志議員、遠山昭二議員、松ヶ平哲幸議員、渡辺英次議員。

議会運営委員会委員に井上久嗣議員、大西 陽議員、岡崎治夫議員、斉藤 昇議員、十河剛志議員、谷 守議員、出合孝司議員、渡辺英次議員。

以上でございます。

議長（丹 正臣君） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり選任いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員及び議会運営委員会委員は、ただいま朗読のとおり選任することに決定いたしました。

議長（丹 正臣君） 次に、日程第 8、常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の選任を行います。

この選任については、委員会条例 第 8 条第 2 項の規定により、議長が会議に諮って選任することとなっておりますので、ただちに正副委員長の氏名を事務局長から朗読いたします。

議会事務局長（石川 敏君） 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の御氏名を申し上げます。

総務産業常任委員会委員長に岡崎治夫議員、副委員長に出合孝司議員。

文教厚生常任委員会委員長に粥川 章議員、副委員長に国忠崇史議員。

議会運営委員会委員長に井上久嗣議員、副委員長に十河剛志議員。

以上でございます。

議長（丹 正臣君） お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり選任いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長は、ただいま朗読のとおり選任することに決定いたしました。

議長（丹 正臣君） 次に、日程第 9、議会改革検討特別委員会の設置についてを議題に供します。

お諮りいたします。

議会基本条例第 18 条並びに委員会条例第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議会改革を積極的に進めるため、議会に全議員をもって構成する議会改革検討特別委員会を設置し、議会改革に関する事項を当該特別委員会に付託の上、調査が終了するまで、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議会に全議員をもって構成する議会改革検討特別委員会を設置し、議会改革に関する事項を付託の上、調査が終了するまで閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

引き続き、ただいま設置されました議会改革検討特別委員会の正副委員長の選任を行います。

この選任については、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、議長が会議に諮って選任することとなっておりますので、ただちに議会改革検討特別委員会の正副委員長の御氏名を事務局長から朗読いたします。

議会事務局長（石川 敏君） 議会改革検討特別委員会正副委員長の御氏名を申し上げます。

委員長に松ヶ平哲幸議員、副委員長に遠山昭二議員。

以上でございます。

議長（丹 正臣君） お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり選任いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議会改革検討特別委員会正副委員長は、ただいま朗読のとおり選任することに決定いたしました。

議長（丹 正臣君） 次に、日程第 10、議会広報特別委員会の設置についてを議題に供します。

お諮りいたします。

委員会条例第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、議会に 7 名の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、議会広報の編集、発行及び調査研究に関する事項を当該特別委員会に付託の上、調査が終了するまで閉会中継続審査とすることといたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議会に 7 名の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、議会広報の編集、発行及び調査研究に関する事項を当該特別委員会に付託の上、調査が終了するまで閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

引き続き、ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員及び正副委員長の選任を行います。

この選任については、委員会条例第 7 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の規定により、議長が

会議に諮って選任することになっておりますので、議会広報特別委員会委員及び正副委員長の氏名を事務局長から朗読いたします。

議会議務局長（石川 敏君） 議会広報特別委員会委員の御氏名を申し上げます。

喜多武彦議員、国忠崇史議員、斉藤 昇議員、十河剛志議員、谷 守議員、遠山昭二議員、渡辺英次議員。

次に、議会広報特別委員会正副委員長の御氏名を申し上げます。

委員長に渡辺英次議員、副委員長に谷 守議員。

以上でございます。

議長（丹 正臣君） お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり選任いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の委員及び正副委員長は、ただいま朗読のとおり選任することに決定いたしました。

議長（丹 正臣君） 次に、日程第 11、選挙第 3 号 土別地方消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選によりたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

土別地方消防事務組合議会議員に谷口隆徳副議長、岡崎治夫議員、斉藤 昇議員、出合孝司議員、不肖、私の 5 名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました 5 名の議員を土別地方消防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名の議員が、士別地方消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました5名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長（丹 正臣君） 次に、日程第12、議案第45号 士別市監査委員の選任についてを議題に供します。

ここで、地方自治法第117条の規定により、山居忠彰議員の退席を求めます。

（山居議員退席）

議長（丹 正臣君） 提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第45号 士別市監査委員の選任について御説明申し上げます。

今回の市議会議員の改選に当たり、市議会議員から選出される監査委員として山居忠彰議員を選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案同意と決定いたしました。

（山居議員入場、着席）

議長（丹 正臣君） ここで、ただいま監査委員に選任同意となりました山居議員より御挨拶がございます。

山居議員登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

11番（山居忠彰君）（登壇） 民政クラブの山居忠彰でございます。

お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員選出の監査委員として、市長から御推挙をいただき、更に、議員各位からも選任の御同意を賜りました。まことに身に余る光栄であり、心から深く感謝を申し上げます。

さて、急激にグローバル化が進展する中で、我が国の経済もアベノミクス効果でデフレからの脱却と成長戦略によって景気回復の兆しが見え始めたというものの、地方において

は全く実感できないばかりか、むしろ過疎化、高齢化、担い手不足、増税と物価高、医療・介護、ＴＰＰなどの貿易自由化といった地方経済を後退させる困難な課題が依然として山積してございます。

それだけに、本市においても財政の健全化に向け、一層の説明責任と透明性の確保が求められると同時に、市民の皆様方からの健全で効率的な市政執行への期待は非常に高いものがあると認識をいたしているところでございます。

地方分権が推進された中で、監査委員の役割は更に増大しており、大変身の引き締まる思いでございます。しかしながら、選任をいただいた以上は、識見を有する監査委員とともに、監査委員としての職責をまっとうするよう日々研さんを重ね、公正不偏の姿勢で最善の努力をしてみたいと考えております。

市理事者を初め関係各位の皆様方の特段の御指導と御鞭撻をお願い申し上げ、監査委員就任に当たっての御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）（降壇）

議長（丹 正臣君） ここで、各委員会開催のため午後 1 時 30 分まで、休憩いたします。

（午前 1 0 時 4 6 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 13、議案第 46 号 土別市税条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第 46 号 土別市税条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、平成 25 年 6 月 12 日に地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、更に平成 26 年 3 月 31 日には、地方税法等の一部を改正する法律がそれぞれ公布・制定されたこととあわせ、身体障害者等に対する軽自動車税減免範囲の拡大及び不利益処分等に係る理由付記の義務化に伴う市税条例の一部改正であります。

まず、地方税法の改正に伴う個人市民税に関する主な改正についてであります。

1 点目は、公的年金からの特別徴収制度の見直しについて、賦課期日後に納税義務者が市外に転出した場合、特別徴収を継続するとともに、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収の額を前年度分の本徴収の額から、前年度の特別徴収税額の 2 分の 1 に相当する額とするよう改められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

2 点目は、金融所得に対する課税の見直しであります。上場株式等に係る配当所得等及び条約適用配当等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたこと、ま

た、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等と上場株式等とに区分されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、法人市民税に関する改正についてであります。地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率 8 % 段階において、法人住民税法人税割の一部を国税化し地方交付税の原資とする、いわゆる地方法人税が創設されたことに伴い、法人住民税法人割の税率が引き下げられました。これにより、本市では現在、制限税率の 100 分の 14.7 を適用しておりますが、100 分の 12.1 への改正を行うものであります。

次に、軽自動車税に関する改正についてであります。

1 点目は税率改正であります。車体課税の見直しに伴い、自動車取得税が段階的に引き下げ、廃止される一方、軽自動車税については、自動車所有者の負担の公平性の観点や自動車取得税の代替財源などの理由により、今回の地方税法の改正において、軽四輪車等の標準税率が自家用自動車では 1.5 倍、その他については約 1.25 倍にそれぞれ引き上げられ、原付及び二輪車の標準税率についても最低額を 2,000 円としたうえで約 1.5 倍に引き上げられました。

また、軽自動車税の税額は地方税法で定められていますが、農業用トラクターなど小型特殊自動車の税率は条例で定めていることから、類似する車種を参考に均衡を図り、引き上げることとしました。

なお、改正後の税率については、平成 27 年度からの適用となり、三輪以上の軽自動車については、平成 27 年 4 月 1 日以後に取得した新車について適用され、既に所有している車両や中古車を取得した場合については、改正前の税率が適用されることとなります。

更に、環境に配慮する観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した軽四輪車等については、標準税率に概ね 20% を加算し課税する制度が導入されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

2 点目は、身体障害者等に対する軽自動車税の減免の適用範囲の拡大についてであります。

軽自動車税及び自動車税の減免及び課税免除については、各自治体が国からの通知に基づき、条例に定めるところにより実施しているところですが、現在、北海道と本市において該当となる範囲が異なっているため、普通自動車から軽自動車に乗りかえた際、減免が受けられない場合が生じることから所要の改正を行うものであります。

次に、固定資産税に関する改正についてであります。

1 点目は、地方税の軽減の特例措置について地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みである、わがまち特例制度の対象として、新たに 5 件の固定資産税の課税標準に関する特例が加わったため、本市における特例割合を定めるべく改正を行うものであります。

2 点目は、改正耐震改修促進法に規定する要安全確認建築物または要緊急安全確認大規模建築物について、所定の要件を満たす耐震改修が行われた場合、固定資産税の減額の特

例が新設されたことに伴い、特例の適用を受けるための申告について所定の要件を定めるものであります。

また、これら以外の改正については、市が行う不利益処分、申請に対する拒否処分について、これまでも理由の付記は行ってきておりますが、税務手続の明確化を図るため、市税条例に基づく処分に係る理由付記を義務づけるほか、地方税法の改正により市税条例の条項の移動、並びに文言の整理を行うなど、所要の関連規定等の整備を行った次第であります。

以上、今回の改正について概要を御説明いたしました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） なければ、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

議長（丹 正臣君） 次に、日程第 14、議案第 47 号 工事請負契約の締結についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第 47 号 工事請負契約の締結について、その概要を御説明申し上げます。

本工事請負契約については、平成 28 年度竣工予定の（仮称）環境センターにおけるリサイクルセンター建設工事であり、4 月 25 日、構成員に土別地域の企業を含むことを条件とした制限付一般競争入札に付した結果、極東開発・大野土建特定建設工事共同企業体が 15 億 4,440 万円の価格で落札し、同日付けをもって仮契約を締結したところであります。

この工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び土別市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求める次第であります。

なお、本件入札については、予定価格を事後公表としておりますが、その落札率は、98.66%となりました。

また、工事費の内訳については、極東開発工業株式会社の施工分であります清掃施設工事が 7 億 3,440 万円であり、その出資比率は 47.55%、大野土建株式会社の施工分であります建築一式工事が 8 億 1,000 万円であり、その出資比率は 52.45%となっており、平成 29 年 2 月末の完成を予定しているところであります。

よろしく、御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

議長（丹 正臣君） 次に、日程第 15、議案第 48 号 工事請負契約の締結についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第 48 号 工事請負契約の締結について、その概要を御説明申し上げます。

本工事請負契約については、平成 28 年度竣工予定の（仮称）環境センターにおける一般廃棄物最終処分場建設工事であり、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格、その他の条件が本市にとって最も有利な提案を行った者を落札者として決定する、設計施工一括方式の総合評価一般競争入札を実施したところであります。

3 月 28 日の入札時に 2 者から提出された技術提案書の内容等について、有識者等 4 名からなる評価選定委員会において数度にわたる総合的な審査が実施されたところであり、この結果、5 月 1 日には清水・岩倉特定建設工事共同企業体を最優秀提案者として選定した旨、委員会からの答申がなされました。

このことにより、市としては本共同企業体を落札者として決定し、同日付けをもって仮契約を締結したところであります。

この工事請負契約の締結に当たり地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び士別市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求める次第であります。

なお、本件の入札は予定価格を事前公表としておりますが、落札価格は 24 億 8,400 万円、その落札率は 100%となっており、同企業体の協定書に基づく出資割合は、清水建設株式会社北海道支店が 70%、岩倉建設株式会社が 30%となっています。

また、この処分場については平成 29 年 3 月末の完成を予定しているところであります。

よろしく、御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。松ヶ平議員。

7 番（松ヶ平哲幸君） この契約の内容について何点か確認も含めてお伺いをしたいと思い

ます。

この工事は、皆さんも御案内のとおり、昨年12月に入札中止になって、今年の2月、基準の一部見直しや予定価格の増額等を経て、再入札の公告をして、きょうの議案となったわけでありまして、市長の説明の中でもありましたこの入札の総合評価一般競争入札ということで評価選定委員会の配分点数もホームページで、これは12日でアップがされて、ここにコピーもしてきましたけれども、概ね2グループの点数も100点満点で片方が63.1点、一方が80.53点。それで80.53点の高いところと契約をしたいという内容だったんですけど、従来この内容については議会でも環境施設検討特別委員会の中でずっと継続して議論してきたというのがありますが、議会の議員の改選期もあって、その手続きはされていないということも含めてありますので、この際、議会に対しても、今回の落札者提案の概要も含めて大まかで結構ですが、説明をしていただきたいというふうに思います。

2点目ですが、行政もこの学田地区に建設をするに当たって、学田地区、特に学田自治会の皆さんたちとは数度にわたって協議をしているところでありますけれども、その地元から出されていた要望、要求なんかは今回のこの業者から出された提案で網羅されているのか、クリアされているのかといった点が2点目。

最後になりますけれども、この工期が2月で再入札の公告ということで、工期自体も行政も伸ばしたんですが、平成29年3月31日完成という工期になっていますけれども、この工期が今回のこの業者が出された提案で工期どおり無理なくされるのかといったことも含めて、この3点についてお伺いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（丹 正臣君） 千葉環境生活課長。

環境生活課長（千葉靖紀君） お答え申し上げます。

まず、今回提案がありまして落札者となりました提案内容の概要につきまして御説明いたします。

今回の提案、2グループございましたけれども、両方のグループも1枚全体の屋根かけということで、移設方式を取らないという形の提案でございました。その方式の中で、両者とも、施設の安全性に配慮した施設となっておりました。

その中で、審査の講評にもございましたけれども、より優れていた点等を何点か御説明いたします。

まず、積雪荷重関係をより安全側高い積雪深で取ったという部分がまず一点ございました。建築基準法が140センチメートル、それで、いろいろな補正を加えて185センチメートルをというようなものを超える積雪深という部分で安全側の積雪荷重をとったという部分と、それから屋根の積雪荷重の分布を考慮して安全性を検討していたという部分がございます。

それから特徴的な部分といたしましては、被覆の施設の中柱の本数を極力減らすと。安全性を保ちながらも、労働環境、操作性を配慮して中柱を減らしたという部分がございます。

それから、構造物の基礎部分、これらを確実にするために、地盤関係の追加調査、これに関する具体的な提案があったという部分がございます。

それから、メンテナンスがしやすいコンパクトな浸水処理施設を提案したという部分がございます。それから運転維持管理の低減策、これにつきましては実際に効果を試算した上でより具体的な提案があったという部分がございます。

定案の概要としましては、1枚屋根かけ、そして貯留構造物も1つという形の中での優れた点があったという部分で特徴がございました。

それから2点目、自治会の要望関係ですけれども、自治会としましては屋根かけクローズド処分場ということを中心に、農業用水で使われている北西川の水質、それから水量、この部分の懸念がございました。その部分につきましては、処分場の処理水、これを下水道排水としまして、河川に放流しないという方式の提案になってございます。それから、これは敷地造成の部分にかかわりますけれども、水量に対しては防災調整池、これを大型のものを設置したということと、ため池を併設いたしまして、水量の維持、これらに対応するという形になってございます。

それから処分場の汚水流出に対する懸念でございます。この部分につきましては擁壁と底、両方ともコンクリート製という形での提案がございました。それとそこには二重の遮水シート、そして漏水検知システムを採用という形になってございます。

それから、施設と国道の接続部分、この部分につきましては、現在の取り付け道路がカーブの途中で勾配もきつく、見通しも悪いということがありましたので、新たに西側に移設するという形の中で見通し、それから勾配、これらを考慮した部分になってございます。

これらに基づきまして、ほぼ自治会の要望につきましてはクリアできたのかなという状況でございます。

それから3点目、今後の建設スケジュールでございます。

行程関係ですけれども、まず先行して追加調査、地盤関係、ボーリング等を行いまして、改良部分を確定させるという形と、作業員不足に対応するために鉄骨関係のユニット工法、これらを採用するというところで工期の短縮の工夫を検討しているところでございます。それから2カ年の夏場工期に主たる工事を行い、冬期の休工を設定した余裕ある工程計画となっております。それから、当然リサイクルセンターと同時施工となりますので、具体的に綿密な設計、それから工程協議、これらを含めて、落札者と市で協議しながらユーティリティ環境も含めて綿密な協議をしていきたいというふうに考えておりますので、工期的には余裕があると考えております。

以上であります。

議長（丹 正臣君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

議長(丹 正臣君) 次に、日程第 16、議案第 49 号 損害賠償の額を定めることについてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました議案第 49 号 損害賠償の額を定めることについて、その概要を御説明申し上げます。

本案件は、去る 4 月 23 日午後 6 時 40 分頃、土別市駅前公共駐車場において、剣淵町在住の住民が自家用車を駐車していたところ、市が敷地内に設置する利用上の注意を記した看板が固定している立木から落下し、同住民の自家用車に接触、損傷を負わせたものであります。

このたび、相手方との話し合いが合意に達し、車両の復旧に要する額 5 万 7,864 円を賠償金として支払うため、示談書を取り交わそうとするものであります。

なお、この賠償金につきましては、当初予算計上の自動車事故等損害賠償金で処理し、全国市長会市民総合賠償補償保険から全額補填されるものであります。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(丹 正臣君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丹 正臣君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

議長(丹 正臣君) 次に、日程第 17、議案第 50 号 平成 26 年度土別市一般会計補正予算第 2 号を議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました議案第 50 号 平成 26 年度土別市一般会計補正予算第 2 号について御説明申し上げます。

本補正は、今年度から 28 年度までの期間で実施する(仮称)環境センター建設工事の施工にあたって、設計・施工一括発注工事の円滑な実施と品質の確保を図るため、建設工事に係る設計・施工監理業務を委託することとし、3 カ年で総額 7,100 万円の予算措置を行うものですが、そのうち 26 年度分については、一般廃棄物最終処分場分 1,306 万 7,000

円、マテリアルリサイクルセンター分1,207万2,000円、合計2,513万9,000円を計上し、これに要する財源については、地方債のほか地方交付税をもって収支の均衡を図った次第です。

また、継続費の補正については、歳出予算との関連から総額及び実施年度の年度割の変更について、地方債の補正につきましても同様に借入限度額の変更について所要の措置を講じたところであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)
議長(丹 正臣君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丹 正臣君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長(丹 正臣君) 次に、お諮りいたします。

総務産業常任委員長及び文教厚生常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第109条の規定により閉会中継続審査の申し出があります。

これを日程に追加し、ただちに議題にいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、特定事件の閉会中継続審査についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、特定事件の閉会中継続審査についてを議題に供します。

お諮りいたします。

本案については、いずれも各委員長の申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、委員の任期中、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長(丹 正臣君) 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

平成 26 年第 3 回臨時会は、これをもって閉会いたします。
御苦勞様でした。

(午後 1 時 5 8 分閉会)

以上、本会議のてん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

平成 26 年 5 月 15 日

士別市議会議長 丹 正 臣

署 名 議 員 喜 多 武 彦

” 大 西 陽

” 村 上 緑 一

平成26年第3回臨時会議決結果表

平成26年5月15日 開会

平成26年5月15日 閉会

議案番号	件名	議決月日	結果
	仮議席の指定	5.15	指定
選挙1	議長の選挙	〃	選挙執行
	会期の決定について	〃	決定
選挙2	副議長の選挙	〃	選挙執行
	議席の指定	〃	指定
議案51	士別市議会会議規則の一部を改正する規則について	〃	原案可決
議案52	士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案53	士別市議会委員会条例の一部を改正する条例について	〃	〃
	常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について	〃	選任
	常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の選任について	〃	〃
	議会改革検討特別委員会の設置について	〃	設置
	議会広報特別委員会の設置について	〃	〃
選挙3	士別地方消防事務組合議会議員の選挙	〃	選挙執行
議案45	監査委員の選任について	〃	原案同意
議案46	士別市税条例の一部を改正する条例について	〃	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結果
議案 47	工事請負契約の締結について (土別市リサイクルセンター建設工事)	5.15	原案可決
議案 48	工事請負契約の締結について (土別市一般廃棄物最終処分場建設工事)	"	"
議案 49	損害賠償の額を定めることについて	"	"
議案 50	平成26年度土別市一般会計補正予算(第2号)	"	"
	特定事件の閉会中継続審査について	"	閉会中継続審査